

令和2年9月18日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 清原 哲史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

第54号議案 古賀市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

副市長の定数を変更するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 副市長の定数については、地方自治法第161条第2項に規定され、逐条解説によると、2人とした場合、最高限を定めたものと解すべきではなく、必ずその定数だけの副市長を置く趣旨と解すべきとある。
- 2 副市長の体制については、三役会で協議し8月以降には方向性を定めた上で、人事秘書課で準備、指示を出し8月6日の庁議において協議した。
- 3 福岡県内の市では、北九州市、福岡市が3人、大牟田市、久留米市、八女市、行橋市、古賀市が2人体制となっている。

【自由討議】

- ・ 長年定着してきた副市長2人体制、1人でもできるとの市長の意向だが、議会としても検証し評価を加えておかないと禍根を残すのではないか。
- ・ 古賀市の在り方について、充分1人でも対応できるということを熟慮された結論だと思う。1人の政治家として判断されたものなので、それを尊重したい。
- ・ 副市長が長い間1人であったり、いない時代もあったが市政の運営は行われてきた。市長が副市長1人でやりたいのであれば、それでいいのではないか。
- ・ 市長が、1人でやると言われればそれでいいと思うが、最初から1人でも2人でも良いという形を取っておけば、すぐ対応ができるのではないか。

【意見】

(反対意見)

1人とした後、2人体制にするときは、また条例改正しなければならない。議会としてこれまでの定数条例について検証し、解釈等を十分に調査研究した上で結論を出すべきで、改正することを議会が容認することは早計ではないか。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。